

## 指名除外措置の公表調書

令和3年10月8日  
東広島市 総務部 契約課

	措置要件	贈賄
措置対象者	商号又は名称	株式会社誠華
	住所又は所在地	東広島市志和町志和堀3246-6
	代表者職氏名	代表取締役 中本 勝
	建設業許可番号等	広島県知事 38489
	指名除外期間	令和3年10月8日から 令和4年6月7日まで
措置理由	事実の概要	令和3年4月21日ころ、本市が発注する道路河川等維持業務に関し、当該業者が下請業者として受注業者に推奨してもらうなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼に、本市職員に対し現金を渡したとして、令和3年9月27日に当該業者の元代表取締役が贈賄の容疑で広島県警に逮捕された。
	措置適用条項	建設業者等指名除外基準要綱第2条第1項に掲げる別表10(1)
	備考	